

More Empathy More Equality



龍谷大学が行う障がい学生支援
案内パンフレット

共に学ぶ、友と過ごす

障がい学生支援室からのメッセージ

このパンフレットは、障がいのある学生に対して、
本学が行う修学上の配慮や手続きについて紹介するものです。

けれども、障がい学生支援は、
「困っている誰か」のためだけにあるものではありません。
この社会に生きている私たち誰もが、その環境によって、
マジョリティにもマイノリティ（少数派）にもなり得ます。
マジョリティとマイノリティの間にある格差に気付くこと、
他人事ではなく「自分ごと」として捉えること、
「ひとり一人違う」ことを前提とした相互理解を通して、
本学が、「ともに学びあい、育ちあう場」として機能し、
すべての学生がそれぞれの個性にあわせて力を発揮できるよう、
みなさんと一緒に考えていきたいと思えます。

先輩からのメッセージ

私の所属している専攻では、学外にフィールドワークに行くことが多く、授業が教室外で行われるということに大きな不安を抱えていました。日常の様々な不安、心配事、就職活動の相談など、幅広い相談はもちろん、先生方との話し合いの時に、コーディネーター同席での相談をしました。また、空きコマには集中したい時や休憩などにも、支援室を利用しています。静かで、気軽に話しやすい雰囲気のため、とても過ごしやすいと感じています。支援室は、誰に相談したらわからない時、言いにくいことがある時と様々な悩みに、気軽に相談できるので、安心して訪ねてみてください。

文学部 歴史学科文化遺産専攻 NA

大学生活、ちょっと困ったなと思ったら、気軽に立ち寄ってみてください。支援室の職員さんは、学業のことはもちろん、プライベートな悩みも親身に相談に乗ってくれました。私自身、皆さんに支えられたおかげで、無事に大学生活を乗り越えることができました。少しでも不安や困難を感じている方は、一度相談してみませんか？

経済学部 MM

メンタルがダメになって学校に行けなくなってから、この世の全てが敵だと思っていました。そんな時支援室の存在を知り、初めは話さない関わらないとトゲトゲしてました。なんだかんだ通ってみると何も聞かれない話す必要もない、しんどいときに逃げていい場所でした。安全な場所があると世界の見え方が変わって他人に少し歩み寄ってやるかと最近は思えるようになりました。ツンツンしててもいいし、全てが敵でもいい、敵だと思ったら案外味方かもしれない。まあ1回くらい来てやるのも悪くないんじゃないかなと思います。

農学部 FN

支援の流れ

障がい学生支援室では、障がいのある学生の人権を支援の中心に据え、学生の状態を「学習面」のみならず、「健康面」「生活面」「社会活動面」等多面的に捉え、教職員や学外関係機関との協働による「対話型支援」を目指しています。

Step
01

問い合わせ・相談

相談を希望する学生は、障がい学生支援室にご連絡ください。
※裏面の連絡先を参照



Step
02

コーディネーターとの面談

面談により修学上の困りごとや障がいの状況等の確認を行いますので、以下の書類を作成してご持参ください。

- ・別紙「相談受付票」※下記参照



建設的対話



Step
03

合理的配慮申請

合理的配慮を申請する学生は、以下の書類を作成・準備して障がい学生支援室に提出してください。

- ・別紙「建設的対話による合理的配慮申請書（様式I）」※下記参照
- ・診断書、障害者手帳等の写し（コピー）※該当者のみ



Step
04

配慮内容の決定・支援実施

学生本人、障がい学生支援室、Campus HUB・所属する学部・大学院による建設的対話に基づき、必要な合理的配慮の内容を決定します。合意形成は障がい学生支援室が作成する「建設的対話確認シート」にて行います。

Campus HUBから学生本人および科目担当教員に周知（ポータルでの配慮依頼通知）を行った上で、開始します。



Step
05

フィードバック

配慮開始後も必要に応じて、状況の確認や見直しを行い、配慮内容を調整します。

※様式は以下の障がい学生支援室のホームページからダウンロードできます。
<https://www.ryukoku.ac.jp/support/student.html>

龍谷大学における障がい学生支援

1. 基本的な考え方

- (1) すべての学生に対する修学支援の一環として「障がい学生支援」をとらえ、各部署が主体的に関わり、専門性のある支援体制を確立する。
- (2) 修学の権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた調整を図る。
- (3) 障がいのある学生の内発的主体性を育み、自立と社会参加につながる支援を行う。
- (4) 障がいの有無にかかわらず、学生が共に学びやすい環境づくりに努める。
- (5) 学内・外の関係機関と有機的な連携に基づく支援を行う。
- (6) 個々の状態や障がいの特性に応じ、適宜改善する姿勢で取り組む。
- (7) 合理的配慮は、学生との建設的対話による合意形成に基づき提供する。

2. 大学における合理的配慮

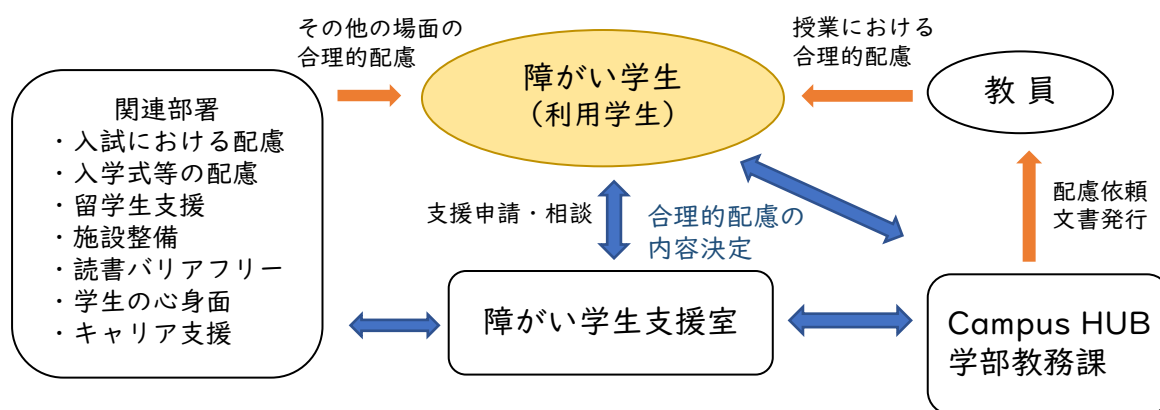
大学における合理的配慮とは、障がいのある学生が「教育を受ける権利」を享有・行使できるよう、大学が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。障がいのある学生に対して、状況に応じて、個別に必要とされるものであり、かつ大学に対して過度の負担を課さないものとされています。

合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものです。

3. 支援の体制

原則として、支援は本人の申し出により行います。

学生本人、障がい学生支援室、Campus HUB・所属する学部教務課の三者による「建設的対話」に基づき、必要な合理的配慮の内容を決定し、授業やその他の場面における配慮を実施します。



相談窓口

相談を必要とする方は、Campus HUBまたは「障がい学生支援室」にお尋ねください。もちろん、龍谷大学のあらゆる部署や教職員も相談をお受けします。

建設的対話に基づく合理的配慮について

龍谷大学における合理的配慮は、機能障がいのある学生、学部、障がい学生支援室の「建設的対話」により決定します。「建設的対話」は、学生の申出内容と、以下に示す合理的配慮の原則を確認しながら行います。

「本来業務付随」「機会の均等」
「本質変更不可」

合理的配慮は、本来の大学業務に付随するものであり、機能障がいのない学生との比較において同等の教育の機会の提供を保障するものです。

よって、「教育の目的、内容、評価の本質」を変更しないという原則があります。

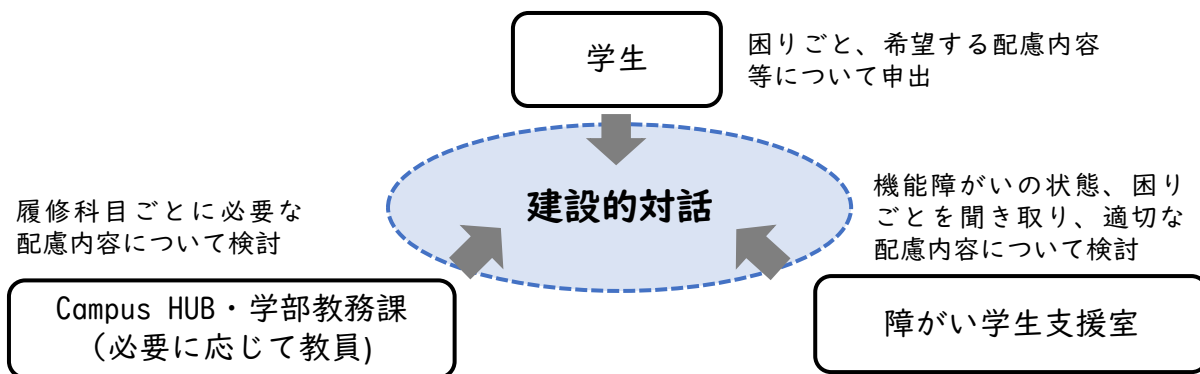
大学の本来業務は教育と研究であり、それぞれの授業の目的や内容、評価基準などは、シラバス等で確認できます。学生が申出を行った配慮内容について、大学の本来業務の範囲内で授業の本質を変えずに実施できるかどうか、できない場合は他に替わる方法は無いかといった視点で、「建設的対話」を重ねながら具体的な配慮内容を検討していきます。

「過重な負担」

合理的配慮の決定については、内容が、合理的配慮を提供する側にとって「過重な負担」にならないかどうか、という視点においても検討します。

(以下、過重な負担を検討する視点)

- ①事務・事業への影響の程度（本来業務付随あるか）
- ②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③費用・負担の程度
- ④事務・事業規模
- ⑤財政・財政状況



合理的配慮の具体的な内容については、機能障がいのある学生からの申出を起点に、学生、Campus HUB・学部教務課、障がい学生支援室の三者の話し合いにより決定します。このプロセスを「建設的対話」と言います。学生ごとに、機能障がいの状態、授業における困りごと等は異なりますので、ひとり一人の学生との「建設的対話」を重視しています。

また「建設的対話」は、障がい学生支援の申出を最初に行った時だけではなく、授業で具体的な困りごとが生じ配慮内容を確認したい時や変更したい時、授業担当教員の判断を要する場合など適宜行う必要があります。学生自身が「建設的対話」の主体として、自分の意思を教職員（授業担当教員、Campus HUB・学部教務課、障がい学生支援室など）へ伝え、対話に参加することが必要不可欠となります。

より良い合理的配慮のために、学生は、困りごとを伝えること、迷った時や不安な時は相談することを心掛けてください。

修学支援の内容

配慮内容は、コーディネーターとの面談及び根拠資料の提出を経て可能な範囲で決定されます。

見ることへのサポートが必要な方

困りごとの例	教材を読み取るのが難しい（教科書・プリント・板書など） 移動の際の危険察知が難しい
サポートの例	授業資料・試験問題などの点訳・墨訳・拡大・対面朗読 レポートおよび卒業論文の墨訳 ガイドヘルプ（学内移動） 授業補助、授業の参加方法の調整、支援機器の持ち込み
貸出備品の例	録音機器：ICレコーダー PC関連：音声読み上げ用PC

きくことへのサポートが必要な方

困りごとの例	話している内容がきこえない／きこえにくい 話を聞きながらノートを取るのが難しい 聴覚過敏があり周囲の声を取り入れすぎる グループ討議などで議論についていくのが難しい
サポートの例	情報保障（ノートテイク・代筆・手話通訳） 音声認識ソフトの利用、映像文字起こし、字幕付け ノイズキャンセリングイヤホンの使用
貸出備品の例	録音機器：ICレコーダー PC関連：ノートテイク用PC その他：音声送信機、簡易筆談用具



動くことへのサポートが必要な方

困りごとの例	学内移動が難しい 書く、持つ、食べる、操作するなどが難しい 運動制限のため実技によってはできないことがある
サポートの例	教室移動をなるべく最小限にする 車椅子で使用可能な教室に配置する 大学構内での介助者による生活援助（一定の要件あり） 障がいに応じた変更・調整を行う
貸出備品の例	録音機器：ICレコーダー PC関連：記録用PC 介助用：車椅子



読み書きへのサポートが必要な方

困りごとの例	文字を読むのが難しい／文字を書くのが難しい 筆記による回答に時間がかかる
サポートの例	授業資料を電子データで提供する パソコンの持込や 筆記試験の時間の延長を検討する
貸出備品の例	録音機器：ICレコーダー

コミュニケーションへのサポートが必要な方

困りごとの例	抽象的な内容を理解しにくい 考えをまとめて言語化することが難しい 自分の意見が言えない（極度に緊張する）
サポートの例	重要な情報を強調し、やるべきことを具体的に指示する 実験やグループワーク時の役割を明示するなど、方法や工夫について検討する

注意・集中へのサポートが必要な方

困りごとの例	注意・集中を持続させにくい、不注意によりミスを生じやすい 複数の作業を同時に行うことが難しい
サポートの例	重要事項は（板書やmanabaの使用等）文字情報などの方法や工夫を検討する ノイズキャンセリングイヤホン、ヘッドフォンの装着許可
貸出備品の例	録音機器：ICレコーダー

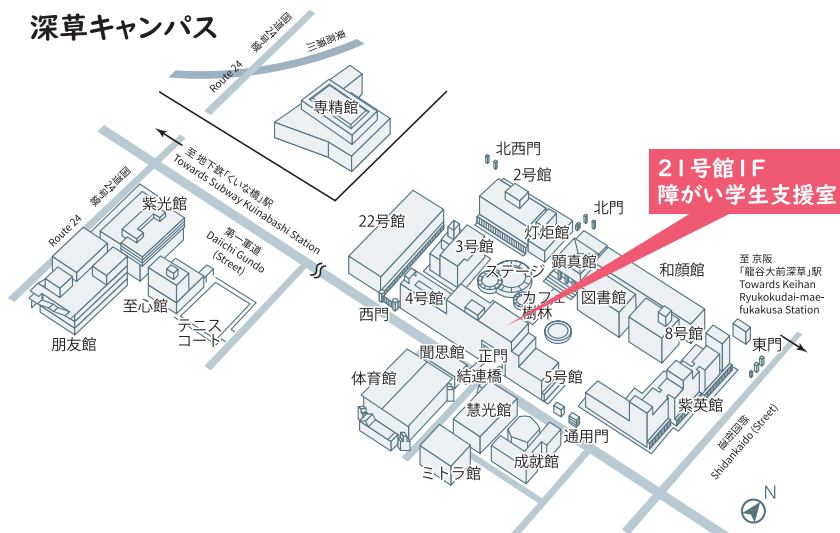
その他のサポートが必要な方

困りごとの例	大勢の人がいる教室に入るのが不安 座席によっては不安や緊張が極度に高まる 学内で食事が取れない、一人で過ごせない
サポートの例	別室受験、授業の途中入退室を認める 座席について配慮する 空き時間を過ごすための居場所について検討する

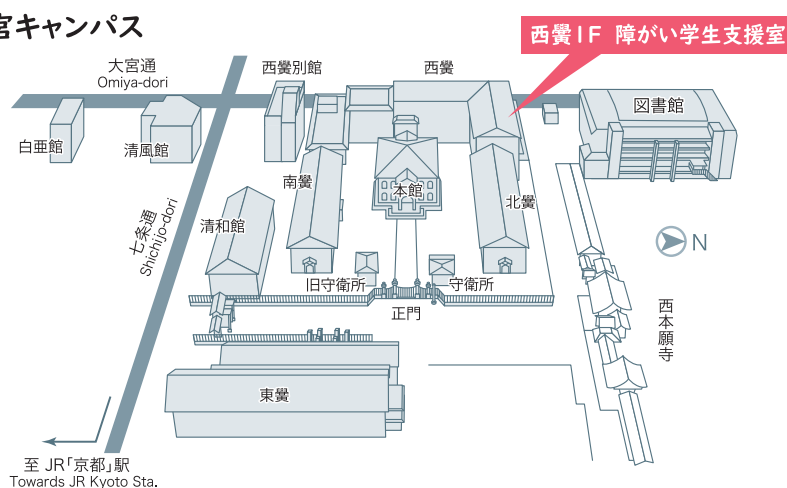


障がい学生支援室の交流・相談スペース（深草、大宮、瀬田）

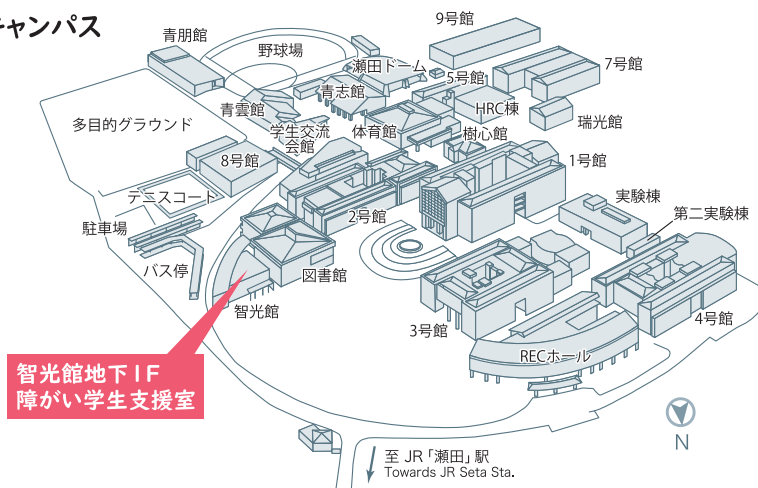
深草キャンパス



大宮キャンパス



瀬田キャンパス



【このパンフレットに関する問い合わせ先】

龍谷大学 障がい学生支援室

<深草・大宮キャンパス>

電話番号：075-645-5685

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 21号館1階（深草キャンパス）

〒600-8268 京都市下京区七条通大宮東入大工町125-1 西翼1階（大宮キャンパス）

<瀬田キャンパス>

電話番号：077-544-7216

〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷1-5 智光館地下1階

※開室日、開室時間等は変更する場合がありますので、
ウェブサイトで最新情報をご確認ください。

<https://www.ryukoku.ac.jp/support/>

【発行責任者】 龍谷大学障がい学生支援室

【発行年月】 2026年4月